

平成30年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化、ICT化などによる脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

平成30年度は、重点事案に積極的に取り組み、特に消費税受還付事案は過去5年間で最も多い6件（不正還付総額14億円）を告発しました。

なお、消費税受還付事案の一審判決では、懲役4年6月の実刑判決も出されています。

1 査察調査の概要

【平成30年度の取組】

○ 査察事案35件を告発

平成30年度は、免税店（輸出物品販売場）制度を悪用した消費税受還付事案、太陽光発電設備の譲渡利益の無申告ほ脱事案、外国法人を利用した国際事案など、計35件を告発。

○ 重点事案を多数告発、特に消費税受還付事案は6件を告発^{（注）}

消費税受還付事案6件、無申告ほ脱事案6件、国際事案10件を告発。

消費税受還付事案は、国庫金の詐取ともいえる悪質性が高いが、過去5年間で最も多い6件を告発。そのうち、平成23年に創設された未遂犯も2件を告発。

無申告ほ脱事案は、申告納税制度の根幹を揺るがすものであり、平成23年に創設された単純無申告ほ脱犯も含め、6件を告発。

（注）重点事案とは、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいう。

○ 脱税総額（告発分）は47億円

平成30年度の査察事案に係る脱税額（告発分）は47億円。

【平成30年度中の判決状況】

○ 40件の一審判決全てに有罪判決が言い渡され、3人に実刑判決

最も重い実刑判決は、査察事件単独に係るものでは、消費税受還付事案の懲役4年6月。

2 重点事案への取組

平成 30 年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案、市場が拡大する分野における事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税受還付事案

消費税の輸出免税制度などを利用した消費税受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案です。平成 30 年度は 6 件と過去 5 年間で最も多くの告発を行いました。

年度	平成 26	27	28	29	30
告発件数	内1件 1	内1件 -	内2件 2	内2件 3	内4件 6
不正還付額	百万円 75	百万円 -	百万円 9	百万円 324	百万円 1,483

(注 1) 告発件数欄の内書は、ほ脱犯との併合事案の件数である。

(注 2) 不正還付額は、未遂の還付額を含む（加算税を除く。）。

トピック 1 免税店（輸出物品販売場）制度を悪用した不正受還付事案を告発

近年の訪日外国人旅行者（インバウンド）の増加や免税店（輸出物品販売場）の増加を背景に、免税店における輸出免税制度を悪用して不正に消費税の還付を受けようとした者を告発しました。

【事例】

A 社は、高額な腕時計の仕入れを装い架空仕入（課税取引）を計上するとともに、その商品を輸出物品販売場の許可を受けた免税店で外国人旅行者に販売したように装い架空売上（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金額を記載した内容虚偽の消費税の確定申告を行い、不正に消費税の還付を受けようとしていました。

トピック 2 架空の課税仕入を利用した不正受還付事案を告発

中古ブランド品等の買取及び販売を行う事業者による消費税の不正受還付事案を告発しました。

【事例】

B 社は、商品を国内で仕入れていないにもかかわらず、国内で仕入れたように装い架空仕入（課税取引）を計上する方法により、消費税の控除対象仕入税額を過大に計上した内容虚偽の消費税の確定申告を行い、不正に消費税の還付を受けていました。

トピック3 過去最多・最高額の消費税不正受還付の「未遂犯」を告発

平成 23 年に創設された消費税不正受還付の未遂犯は、平成 26 年度に初めて告発し、平成 30 年度においては 2 件、不正還付（未遂）総額 14 億円余りを告発しました。

【消費税の不正受還付未遂事案】

年度	平成 26	27	28	29	30
告発件数	件 1	件 —	件 —	件 —	件 2
不正還付額 (未遂額)	百万円 7	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 1,418

(注) 不正受還付未遂事案の告発件数は、消費税のほ脱犯又は既遂の不正受還付犯との併合事案を含む。

【事例】

C社は、取引事実がないにもかかわらず、高級腕時計を代表者から仕入れたとする虚偽の納品書を作成し架空仕入（課税取引）を計上するとともに、香港でのオークション販売を装い架空輸出売上（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金額を記載した内容虚偽の消費税の確定申告を行い、不正に消費税の還付を受けようとしていました。

(参考) 消費税の不正受還付に係る未遂処罰規定は、悪質性の高い消費税の不正受還付事案に厳正に対処するため、平成 23 年に創設されました。

(2) 無申告ほ脱事案

申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について積極的に取り組み、平成 30 年度は 6 件を告発しました。

平成 23 年に創設された単純無申告ほ脱犯を適用した事案は、平成 26 年度に初めて告発し、本年度は 3 件を告発しました。

年度	平成 26	27	28	29	30
告発件数	内1件 5	内1件 7	内2件 3	内1件 4	内3件 6

(注) 件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成 23 年に創設されました。

トピック4 別法人名義の預金口座を利用した無申告ほ脱事案を告発

事業で得た利益を別法人名義の預金口座に移すことにより所得を隠していた無申告ほ脱事案を告発しました。

【事例】

D社は、太陽光発電設備の設置に係る権利譲渡により多額の利益を得ていたにもかかわらず、事業実態のない法人名義の預金口座に資金を移動するなどして、所得を隠し、法人税の確定申告を一切せずに納税を免れていました。

トピック5 私設ファンクラブ運営利益の単純無申告ほ脱事案を告発

個人事業により得た所得に係る申告義務を認識していながら、所得税の確定申告を行わず故意に納税を免れていた単純無申告ほ脱事案を告発しました。

【事例】

Eは、私設ファンクラブを運営し、多額の利益を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告を一切せずに納税を免れていました。

(3) 国際事案

海外取引を利用した悪質・巧妙な事案や海外に不正資金を隠すなどの国際事案に積極的に取り組み、平成 30 年度は 10 件を告発しました。

国際事案では、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度を活用しました。

年度	平成 26	27	28	29	30
告発件数	件 13	件 14	件 7	件 5	件 10

トピック6 外国法人を利用した法人税・源泉所得税事案を告発

海外取引を利用した不正は、執行管轄権等の制約のため調査は困難を伴いますが、外国との間で締結した租税条約等に基づく情報交換制度を活用するなどして、海外取引を利用した不正を解明し、法人税及び源泉所得税事案を告発しました。

【事例】

F社は、香港法人の代表者に虚偽のインボイスを発行させ架空仕入を計上する方法により法人税を免れたほか、同不正により得た資金からF社の役員に対する簿外の役員報酬を国外で支給し、同報酬に係る源泉所得税を一切徴収せずに納付していませんでした。

トピック7 国外取引を国内取引に仮装した消費税事案を告発

国外の外注先との取引を、国内法人との取引に仮装し、課税仕入を過大に計上していた消費税事案を告発しました。

【事例】

G社は、国外取引先への外注費の支払い（不課税取引）を、国内法人名義の虚偽の請求書を作成することで、国内での材料費の支払い（課税取引）に仮装し、消費税の控除対象仕入税額を過大に計上した内容虚偽の消費税の確定申告を行い、不正に消費税を免れていました。

(4) その他の社会的波及効果の高い事案

近年、市場が拡大する分野における脱税など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

トピック8 好況なネット通販事業者の告発

近年、インターネット等のネットワークを通じた多様な経済取引が可能となっているところですが、このような取引で得た多額の利益を隠し法人税を免れていた事案に対し、デジタルフォレンジック技術を活用するなどして不正を解明し告発しました。

【事例】

H社は、インターネットや各種メディアを利用して自社商品を販売し、多額の利益を得ていたにもかかわらず、不正加担者と通謀し、同人の主宰会社に対して架空の広告宣伝費等を計上する方法により法人税を免れ、同会社に送金した資金を現金でバックさせるなどして還流させていました。

本事案では、デジタルフォレンジックツールを使用して、スマートフォン内のデータを解析し、不正資金の還流の事実を解明しました。

トピック9 好況な不動産事業者の告発

近年、不動産業の売上及び経常利益が上向している状況ですが、不動産取引による売上を正しく申告しないほか、架空経費を計上し、所得（利益）を過少に申告していた事案を告発しました。

【事例】

I社は、入場者数が増加している国内有数のテーマパーク近隣の開発予定地に係る不動産売買取引に関与し、多額の利益を得ていたにもかかわらず、仲介手数料収入を除外するほか、取引に係る虚偽の覚書を作成し架空外注費を計上する方法により法人税を免れていました。

3 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、そのほかに、有価証券や不動産、暗号資産（仮想通貨）、ブランド品の取得費用、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もありました。

また、不正資金の一部が、海外の預金口座で留保されていたほか、海外における遊興費（カジノ）などに充てられていた事例もありました。

脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 居宅の床下収納の中（法人税法違反）
- 居宅寝室のクローゼットの中（法人税法違反）
- 代表者名義の貸金庫の中（法人税法違反）

に現金を隠していた事例などがありました。

4 査察事件の一審判決の状況

平成 30 年度中に一審判決が言い渡された件数は 40 件であり、全てに有罪判決が出され、そのうち実刑判決が 3 人に出されました。

なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独に係るものが懲役 4 年 6 月、他の犯罪と併合されたものが懲役 7 年でした。

トピック 10 悪質な脱税者に実刑判決

平成 30 年度においても、特に悪質な脱税者に対しては実刑判決が出されています。

【事例 1】

J 社は、美容関連製品の輸出販売を行うものですが、架空の国内仕入（課税取引）及び架空の輸出売上（免税取引）を計上する方法により、不正に多額の消費税の還付を受けていました。

同社の代表者 K は、消費税法及び地方税法違反の罪で、懲役 4 年 6 月の実刑判決を受けました。

【事例 2】

L 社は、繁華街に所在する多数のビルを管理し飲食店等のテナント賃貸を行うものですが、賃料収入の一部を除外するなどの方法により所得を隠し、多額の法人税を免れていました。

同社の代表者 M は、法人税法違反の罪で、懲役 4 年の実刑判決を受けました。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目 \ 年度	平成 26	27	28	29	30
着手件数	71 件	71 件	57 件	63 件	51 件
処理件数(A)	66	68	66	60	58
告発件数(B)	42	43	41	37	35
告発率(B/A)	63.6 %	63.2 %	62.1 %	61.7 %	60.3 %

(2) 脱税額の状況

項目 \ 年度	平成 26	27	28	29	30	
脱税額	総額 百万円	5,002	4,715	4,967	5,998	5,743
	同上1件 当たり	76	69	75	100	99
	告発分 百万円	4,331	4,151	3,469	3,752	4,790
	同上1件 当たり	103	97	85	101	137

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分 \ 年度	平成 26	27	28	29	30
所得税	9 件	10 件	3 件	5 件	2 件
法人税	28	29	30	22	18
相続税	—	1	—	—	—
消費税	内1 3	内6 3	内2 8	内3 9	内6 12
源泉所得税	2	—	—	1	3
合計	42	43	41	37	35

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む。）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度	平成				
		26	27	28	29	30
所得税	百万円	808	941	295	626	269
法人税		2,860	2,669	2,815	2,237	1,825
相続税		—	315	—	—	—
消費税		388	226	359	781	2,502
源泉所得税		275	—	—	108	194
合計		4,331	4,151	3,469	3,752	4,790

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

平成28		29		30	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	10	建設業	9	建設業	6
不動産業	5	不動産業	4	不動産業	5
運送業	3	—	—	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	項目	①	②		③	④	⑤	
		判決 件数	有罪 件数	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
平成 28		内2 23	内2 23	% 100.0	内2 4	百万円 49	月 16.4	百万円 11
29		内3 52	内2 52	100.0	内3 5	53	13.8	14
30		内2 40	内2 40	100.0	内1 3	78	13.8	17

(注1) 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

(注2) ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。